

名古屋高等裁判所の「イラクの航空自衛隊の活動の一部がイラク特別措置法に違反し憲法 9 条 1 項に違反する。」との判決（2008 年 4 月 17 日）について

弁護士 中川瑞代

私たちは、イラク特措法の人道復興支援活動について陸上自衛隊が給水活動を行っている様子などをテレビの報道などで知らされています。

この判決は、あまり報道されず、知らされていない日本の安全確保支援活動について航空自衛隊の活動の一部が憲法 9 条 1 項に違反すると判断しています。

判決は、イラク特措法に基づく活動は「武力による威嚇または武力の行使」であってはならず、非戦闘地域において実施しなければならないと定められていることを指摘した上で、航空自衛隊が安全確保支援活動の名目で「クエートのアリ・アッサーレム空港からバクダット空港へ武装した多国籍軍を定期的に輸送している」という事実があることに対し、バクダット空港は当時の戦闘の状況から「イラク特措法」にいう戦闘地域にあたる、多国籍軍の武装兵員をバクダットに空輸する行動は、他国による武力行使と一体化した行動で自らも武力の行使を行ったと評価せざるを得ないとして、いずれもイラク特措法に違反し、憲法 9 条 1 項に違反する（9 条 1 項は、武力による威嚇または武力の行使を禁止）と判決しました。

また、平和的生存権を侵害されたことを根拠に慰謝料の支払いを求めた請求に対し、憲法の定める平和的生存権を根拠に政府の違憲行為の差し止めや損害賠償請求を求めることが出来る場合があること、つまり平和的生存権は個々の国民の具体的権利であることを認めています。

ただし、原告の求めたイラク特措法が憲法に違反することの確認、違法な自衛隊派遣の差し止め、平和的生存権を侵害されたことにより受けた苦痛に対す

る慰謝料としての損害賠償はいずれも認めませんでした。日本の裁判制度のもとでは、原告の請求は棄却されざるを得ないのです。

なぜなら、憲法上、日本の裁判所は、法律的紛争解決のための機関とされていて、法律を適用するにあたりその法律が憲法に違反するか否かを判断することになっています。日本の裁判所は、抽象的にある法律が憲法に違反しているかどうかを審査する憲法裁判所ではないのです。

このような日本の裁判制度から考えると、憲法違反の法律も国会で成立すれば法律として一人歩きを始めてしまい、違憲状態が固まってしまう危険があります。また、本件のようにイラク特措法が武力の行使ないし武力による威嚇を認めず、戦闘地域での活動も許されないと定めていても、政府の解釈で憲法違反の状態が作り出されてしまっても裁判による是正がなされないことも起きてしまう結果になります。

憲法を守るために、私たちは、政府を監視し、選挙を通じて憲法違反をする危険のある人を国会に送らないことで、憲法違反の法律を作らせず、憲法を守らない政府を交代させることができます。九条の会としては、こうした私たちの権利を自覚した取組が必要です。

以上